

## 住宅宿泊事業法における登録の更新について

住宅宿泊管理業（以下、「管理業」という。）の登録の有効期間は五年間です。

有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合、下記の通り登録の更新申請を行う必要があります、更新を受けなければ、期間の経過によってその効力を失います。

### 記

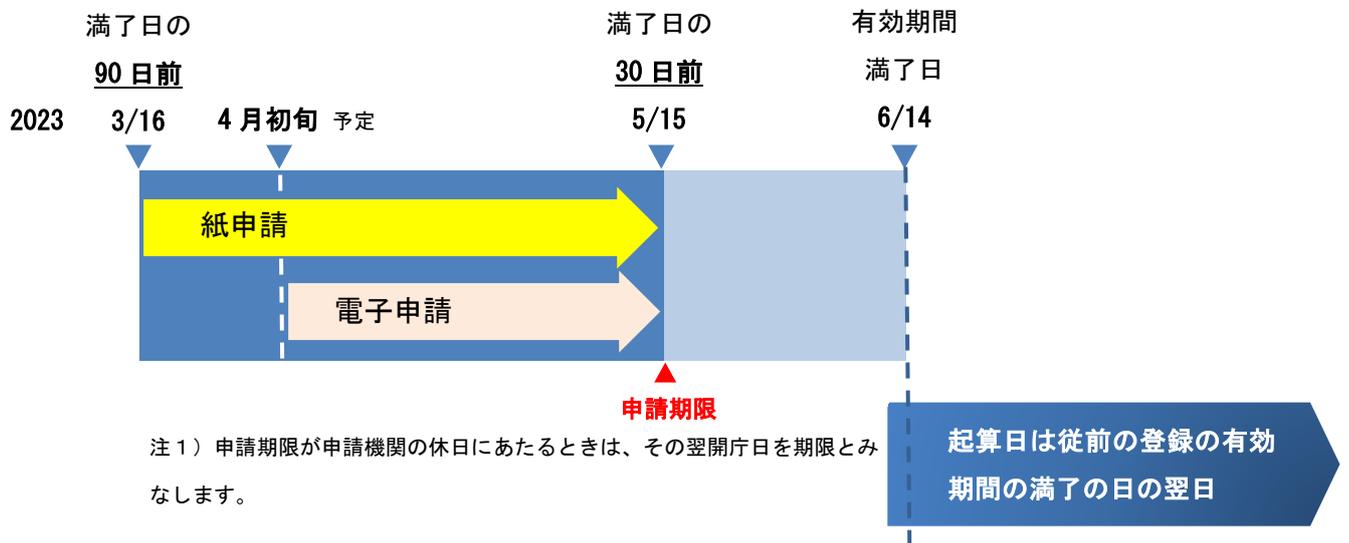
#### 1 更新の登録申請の期間

- 管理業：現に受けている登録の有効期間の満了の日の 90 日前から 30 日前までの間

#### 更新の登録申請の期間について（参考）

##### 2018 年 6 月 15 日登録の事業者の場合

##### ■ 管理業



(参考) 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則 (抜粋)

(登録の更新の申請期間)

第三条 法第二十二条第二項の登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期限の満了の日の九十日前から三十日前までの間に法第二十三条第一項の申請書（以下この章において「登録申請書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

## 2 登録の更新申請の手数料

- 業種、申請方式、時期により手数料が異なります。以下一覧よりご確認ください。
- 収入印紙を申請書に貼り付けて納付（提出）して頂きます。

### 【手数料一覧】

業種	申請方式	申請日	
		電子申請対応 前	電子申請対応 後
管理業	電子申請 (一部書類別送)	—	19,100 円 (収入印紙)
	全て郵送 又は 持参	19,700 円 (収入印紙)	

## 3 登録の更新申請に係る必要書類

新規の登録申請時と同様です。詳細は以下よりご確認ください。

- 管理業：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/acting/registration.html>

## 4 申請先

新規の登録申請先と同様です。以下よりご確認ください。

- 管理業：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/acting/index.html>

## 5 注意事項

- 有効期間等について、事前にご連絡はしておりません。
- 書類を郵送する場合、書類の提出期限を【消印有効】としますが、補正や要件不備時の確認に時間を要しますので、できる限りお早めのご提出をお願いします。
- 上記 1 の期間内に登録の更新申請を行う事が必要です。期間を過ぎた場合、登録の効力は自動的に失われ、管理・仲介業務を行うことはできなくなります。  
その後、改めて管理・仲介業務を行うためには、新規登録申請が必要となります。  
(登録免許税 9 万円の納付が必要となります。)